

国立大学教育研究評価委員会（第36回）議事録（案）

1. 日 時 平成25年10月3日（木） 10:30～12:30
2. 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
3. 出席者
（委員）池上委員、大沢委員、戒能委員、梶山委員、小畑委員、相良委員、
杉山委員、関本委員、戸谷委員、中島委員、野嶋委員、福山委員
（事務局）野上機構長、岡本理事、川口特任教授、木村特任教授、
武市研究開発部長、河野教授、川嶋客員教授、山本客員教授、
児島評価事業部長、小山田評価企画課長 外

議 事

- (1) 国立大学教育研究評価委員会（第34回、第35回）の議事について（報告）
- (2) 評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他

・第34回の議事録案、第35回の議事要旨案が承認された。

（○：委員、●：事務局）

○委員長 それでは、始めさせていただきます。事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

● 本日の議事次第に基づきまして、お手元の配付資料の確認をお願いいたします。

資料1は本委員会の委員名簿、資料2-1が6月20日に開催いたしました本委員会の議事録（案）、資料2-2が7月18日より持ち回りにより開催いたしました本委員会の議事要旨（案）です。資料3-1が「ワーキンググループの設置について」、資料3-2が「国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ委員名簿」、資料4-1が「評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について（案）」、資料4-2が「大学ポートレート（仮称）の活用方法について（案）」、資料4-3が「認証評価結果の活用方法について（案）」、資料4-4が「質の向上度の評価方法について（案）」、資料5が「今後のスケジュール（案）」です。

この他、机上資料として「評価実施要項」、「実績報告書作成要領」、第1期中期目標期間における「評価実施要項」等、本委員会の基礎資料ファイルを御用意しています。以上です。

○委員長 前回持ち回りにて審議し了承された、資料3-1「ワーキンググループの設置について」、資料3-2「国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ委員名簿」

については、本資料をもって報告とさせていただきます。

次に、資料4-1「評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について（案）」ですが、評価の方向性などを、ワーキンググループにおいて御検討いただいています。ワーキンググループ主査より御報告をお願いいたします

○ それでは、ワーキンググループにおける検討状況について、概略を御説明申し上げます。

評価作業マニュアルの改定について、先に決定している「評価実施要項」と「実績報告書作成要領」等に基づいて、諸課題を11の論点に整理して検討しています。資料4-1にあります11の改定のための諸課題のうち、「1. 特定の取組・計画等の評価方法について」から「4. 評価結果と公表・通知事項について」までの評価の方向性等については、既に本委員会です承済みとなっています。

ワーキンググループでは引き続き、「5. 大学ポートレート（仮称）の活用方法について」から、「6. 認証評価結果の活用方法について」、「7. 質の向上度の評価方法について」までの議論を進めてまいりました。詳細については、「5. 大学ポートレート（仮称）の活用方法について」から順次、事務局から御報告をお願いします。

● 引き続き、事務局から説明いたします。

資料4-2「大学ポートレート（仮称）の活用方法について（案）」を御覧ください。これまでの決定事項等は枠囲いで記載しています。

大学ポートレート（仮称）の活用については、実績報告書作成要領において、「大学ポートレート（仮称）に登録されているデータや、それらを機構が分析したデータ、または認証評価結果の評価結果等を、根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合には、当該箇所を注記すれば、そのコピー等を添付する必要はありません」という記載をしています。一方で、第1期についての検証アンケートにおいて、評価者からは大学情報データベースのデータを十分に活用できなかったとの御意見があり、法人からは大学情報データベースの活用方法が不明瞭であるとの御意見がありました。

これらの事項を踏まえた《評価の方向性》としては、第1期と同様に評価者に基礎資料として「データ分析集」と「入力データ集」を提供し、評価者は、これらを中期計画の実施状況や教育研究の現況分析の判定の根拠資料の一つとして活用する、また、評価作業マニュアルに、評価者に対して「データ分析集」と「入力データ集」を提供すること、「データ分析集」は「学系内での各学部・研究科等の状況を示した資料」と「各学部・研究科等における7年間の経年変化を示した資料」の2種類であり、「入力データ集」は「各学部・研究科等の状況についての入力データを示した資料」であるということ、評価者は「データ分析集」及び「入力データ集」等を参考に評価するということを明記する、としております。なお、2ページの枠囲いが、実際の【第2期の評価作業マニュアルへの記載イメージ（案）】です。「データ分析集」のイメージとして、3ページに学系ごとの他大学と自大学の位置をあらわしたデータを記載し、4ページに新たに追加した7年間の経年比較のデータを記載しています。第1期の記載内容につきましては5ページを御参考ください。

赤のアンダーラインを付している記載内容について、2ページに示している記載イメージ(案)に置き換えることを想定しています。

なお、大学ポートレート(仮称)の活用において各法人に提供するデータに関しては、今後、国立大学協会との調整を予定しています。

以上、大学ポートレート(仮称)の活用に関して、このような方向性でよろしいか、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 大学ポートレート(仮称)に関しては、国立大学協会との調整が重要であり、本日いただいた御意見が、国立大学協会と調整する際の材料にもなると思います。何か御意見がありましたら、よろしくお願ひします。

○ 資料4-2の4ページのグラフの縦軸について、パーセンテージなどの値がゼロから始まっていない場合は、途中を破線で表示すべきではないでしょうか。

また、データについて、全大学の平均値を表示することはできないでしょうか。

● 平均値等については、資料4-2の3ページに表示しています。それぞれの指標ごとの平均値、標準偏差等は学系ごとの区分で示すことを想定しています。

○ 4ページに示されている折れ線グラフ中にも、点線等で平均値を示すことができるとよいのではないのでしょうか。

○ 資料4-2の1ページに検証アンケートにおける意見として、法人から大学情報データベースのデータについて活用方法が不明瞭であるとの意見があったとありますが、具体的にはどのような意見が多かったのでしょうか。

● 法人から、大学情報データベースのデータが、現況分析等の評価において、どのように使われたのかが不明瞭という意見がありました。幾つかの法人の評価結果には、大学情報データベースの指標について記載していましたが、全大学の評価結果が大学情報データベースの結果を用いて示されていたわけではありません。したがって、そのような法人から大学情報データベースがどのように使われていたのかがわからなかった、という御意見があったのではないかと考えています。

○委員長 大学ポートレート(仮称)への参加は、法人の任意でしょうか。

● 大学ポートレート(仮称)への参加は、法人の任意です。しかし、国立大学教育研究評価で使用するデータについては、全ての国立大学にデータ提供を求めています。

○ 資料4-2の4ページに受験者倍率の指標が示されていますが、推薦入学などの詳細な情報は表示されないのでしょうか。

● 受験者倍率は、受験者数を募集人数で割った数値を表示しており、選抜区分ごとの表示は予定していません。

○委員長 事務局が国立大学協会と行う予定である調整内容について教えてください。

● 大学や評価者に提供する分析指標について国立大学協会との調整を予定しています。また、現状、大学ポートレート(仮称)は自大学のデータのみを各大学に提供する仕組みを想定しているため、他大学のデータも提供できるようにしてはどうか、という意向をお伝えする予定です。

○ 第1期の際に、法人は様々なデータを大学情報データベースに入力し、機構はそのデータに基づいた「データ分析集」を法人に提供していました。第2期では、資料4-2の3~4ページの「データ分析集イメージ」を法人に提供することを想定していると思いますが、このイメージの内容がそのまま法人に提供されるのでしょうか。あるいはイメージはあくまでサンプルなのでしょうか、教えてください。

● 大学ポートレート（仮称）の活用について、法人にどのようなデータを提供するかは、国立大学協会等と調整を行っていく予定です。また、第2期の評価者に提供する分析指標については、評価者が評価に使いやすい指標を改めて検討し、国立大学協会と調整しながら精査したいと考えています。

○ 資料4-2の3~4ページの「データ分析集イメージ」は、あくまでサンプルであり、詳細については国立大学協会と調整するということですか。

● そのとおりです。

○ 資料4-2の4ページに記載されている「学生数」や「女性学生の割合」のデータは、一般に公開されてしかるべき有用なデータだと思えますが、これは一般に向けて公開するデータでしょうか。

● 現状では、一般に向けての公開は想定しておりません。

○ 例えば、各大学の教員や学生に対して、他大学のデータを可能な範囲で公開することはできないでしょうか。各大学の教員も、他大学のデータを参考に自分の大学の状況を知ることができれば、評価に対する姿勢も変わるのではないのでしょうか。

○委員長 大学の教員や学生が他大学のデータを見ることができるか、という御質問だと思います。大学のデータは、個人情報と似たような取扱いをしなければいけない場合があるのかもしれませんが、大学間のデータ比較について、大学関係者でも否定的な意見を持っている人がいるのかもしれないので、今後、国立大学協会等と議論が必要ではないでしょうか。

次に、資料4-3「認証評価結果の活用方法について（案）」について、事務局から説明をお願いします。

● 資料4-3を御覧ください。これまでの決定事項として、「評価実施要項」や「実績報告書作成要領」における認証評価結果の活用についての記載が、枠囲いで記載されています。また、資料4-3の2~3ページに示しているように、平成24年1月の本委員会で、「認証評価の国立大学法人評価における活用例」が議論され、「機関別認証評価（並びに専門分野別認証評価）の評価結果について、国立大学法人評価の提出資料として依頼し、指摘事項などについて、参考に評価を実施する」こととしています。なお、認証評価結果や認証評価の提出資料を国立大学法人評価のエビデンスとして活用することも方向性として了承されています。

これらの状況を踏まえ、資料4-3の1ページに《評価の方向性》を記載しています。1つ目の丸は、法人が認証評価結果等を根拠資料として示した場合、当該箇所を評価者に提供して評価に活用するということ。2つ目の丸は、法人が認証評価結果を根拠資料とし

ていない場合でも、達成状況評価において、直近の機関別認証評価結果の概要を評価者に提供し、評価者は、その概要を中期目標の達成状況評価の資料として活用するという、また、認証評価結果で指摘事項がある場合は、必要に応じてその対応状況等についての資料提出を依頼し、それらを参考に評価を実施するということです。

以上、認証評価結果の活用に関して、このような方向性でよろしいか、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 何か御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

● 資料4-3の1ページの《評価の方向性》の2つ目の丸について、「優れた点」等が認証評価で指摘された場合は、法人が積極的にエビデンスとして記載すると思いますが、「改善を要する点」等として指摘されていることは、法人が自主的に記載しないのではないのでしょうか。このような場合、改善事項の有無について、事務局と評価者のどちらが判断するのでしょうか。

● 認証評価結果の概要を評価者に提供し、認証評価結果の概要に記載されている「改善を要する点」等の指摘事項を基に、評価者が判断します。評価者が機関別認証評価結果の概要の記載内容を確認した上で、フォローアップする必要があると判断した場合は、法人に改めて資料提出を求めることを想定しています。

○委員長 よろしいでしょうか。では、資料4-4「質の向上度の評価方法について(案)」について事務局から説明をお願いします。

● 続きまして、資料4-4を御覧ください。

これまでの決定事項として、本委員会ですら既に決定している事項についてですが、1つ目の丸について、法人は、現況分析における「教育」と「研究」の分析項目ごとに第1期末と第2期末を比較し、重要な質の変化があったと判断できる場合に、現況調査表の質の向上度について記載することとしています。2つ目の丸について、評価者は、現況調査表の質の向上度に関する記載内容と、水準判定に関する記載内容を分析し、4区分で判断します。更に、3つ目の丸について、評価者は質の向上度に関する記載内容及び水準判定に関する記載内容に基づいて判断した上で、第1期と第2期の水準判定結果を比較して、その結果を参考に、総合的に質の向上度について判定することとしてはどうか、ということです。判定方法を図式化したイメージ図については、資料4-4の3ページ「第2期中期目標期間評価における質の向上度の判定方法イメージ」を御覧ください。

これらの状況を踏まえ、資料4-4の2ページに《評価の方向性》に記載しています。1つ目の丸は、資料4-4の3ページ「第2期中期目標期間評価における質の向上度の判定方法イメージ」のとおりの手順にて、質の向上度について判定してはどうか、ということです。2つ目の丸は、注目すべき質の向上の指摘について、原則「大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している」と判定した場合にのみ指摘を行うこととするが、評価者の判断によっては、それ以外の場合でも注目すべき質の向上について指摘することができるとしてはどうか、ということです。

質の向上度の評価方法に関して、このような方向性でよろしいか、御審議のほど、よろ

しくお願いいたします。

● 質の向上度について、「大きく改善、向上している」、あるいは「高い質を維持している」と判定された場合、中期目標の達成状況評価において、中項目の特記事項として抽出されることとなっています。このことを配慮しても、法人の自己評価にとって現況分析と中期目標との関連性を記述することが、重要なことといえるのではないのでしょうか。この点について、法人に御理解いただくように説明する必要があると考えています。

○ 質の向上度についての判定に、「質を維持しているとはいえない」とありますが、なぜ部分否定の表現になったのでしょうか。例えば、「質を維持していない」や「質が低下している」という表現にしなかった理由があるのでしょうか。

● 第1期においては、質の向上度の判定において「改善、向上しているとは言えない」という表現を使っており、第2期の表現も第1期を踏襲しています。

● 質の向上度は変化の度合いを、「高い質を維持している」という判定については水準の高さを見えています。水準が非常に高い場合は、微量な変化を確認する必要がないのではないかという意味もあり、このような文言になっています。本委員会でも、そもそも「質の向上度」という文言自体がおかしいのではないか、という根源的な問いかけもありました。しかし、文部科学省の国立大学法人評価委員会における決定事項であるため、変更できません。

「質を維持しているとはいえない」という表現については、このような判定を受けないよう法人に努力していただきたい、という法人に対する配慮が根底的にあるのではないのでしょうか。最下位の判定にならないよう、できる限りグッド・プラクティスを積み上げるようにしていただきたい、ということです。

○委員長 よろしいでしょうか。

本日の御意見を踏まえて、ワーキンググループでさらに御検討いただく予定としております。

引き続き、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

● 資料5を御覧ください。今後、引き続きワーキンググループで残りの検討課題について御検討いただき、その状況を踏まえて、本委員会を開催いたします。

今後のスケジュールとしては、本日の御意見を踏まえて、「国立大学法人等評価実務担当者説明会」を、10月23日には大阪、11月1日には東京で開催する予定です。内容としては、6月に決定した「実績報告書作成要領」について説明するとともに、「評価作業マニュアル」の改定に向けた検討状況についての説明を予定しております。以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。